



平成22年5月14日

(照会先)

記録問題対策部: (記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土
榎本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部: (年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年5月14日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年5月14日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(3月第1週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年5月14日現在、速報値)

項目		細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1	ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	年金事務所分	33.7万件	22年4月23日 (累計)	-1.3万件	22年4月16日	受給者分 回答 3,178万件 (未回答 505万件) 加入者分 回答 4,912万件 (未回答 2,039万件)
		機構本部分(※2)	16.3万件		-1.4万件		
2	5000万件的未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,437万件	22年4月23日 (累計)	+4万件	22年4月16日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,658万件
		厚年／国年	1,156万件／281万件		+3万件/+1万件		
		男／女	652万件／785万件		+2万件/+2万件		
		60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	367万件／1,040万件		+1万件/+3万件		
3	再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.6か月	22年4月23日	0.0か月	22年4月16日	
		進達に至っていない申出件数	1.5万件		-0.1万件		
4	再裁定	平均処理期間	2.3か月	22年3月末 (4月15日支払分)	-0.1か月	22年2月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	8.4万件		-2.7万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	2.9か月	22年3月末 (4月15日支払分)	+0.5か月(※3)	22年2月末	
		未処理件数	32.1万件		+5.8万件(※3)		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※4)	件数	7.5千件	22年4月第3週分	7.9千件	22年4月第2週分	(20年5月以降の累計) 104万件
		年金額増額の総額(概算値)	3.4億円		3.5億円		560億円
7	国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,069.3万件(99.1%)	22年3月末	+0.3万件	22年2月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
		受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.6万件(1.7万件)		+0.2万件(-0.1万件)		
		再裁定進達件数	4.6万件		+0.4万件		
8	コールセンター	応答率	94.6%(77.9%)	22年4月第4週分	94.8%(54.7%)	22年4月第3週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
		応答呼数／総呼数	7.9万件／8.3万件 (7.8万件／10.0万件)		7.8万件／8.2万件 (9.5万件／17.3万件)		
9	年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	19日(月): 1(54) 20日(火): 1(22) 21日(水): 0(24) 22日(木): 1(15) 23日(金): 0(14)	22年4月第4週分	12日(月): 2(31) 13日(火): 3(33) 14日(水): 0(36) 15日(木): 0(12) 16日(金): 1(15)	22年4月第3週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10	標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	891件	22年4月23日 (累計)	+8件	22年4月16日	
		うち2万件的戸別訪問対象事案数	558件		+2件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

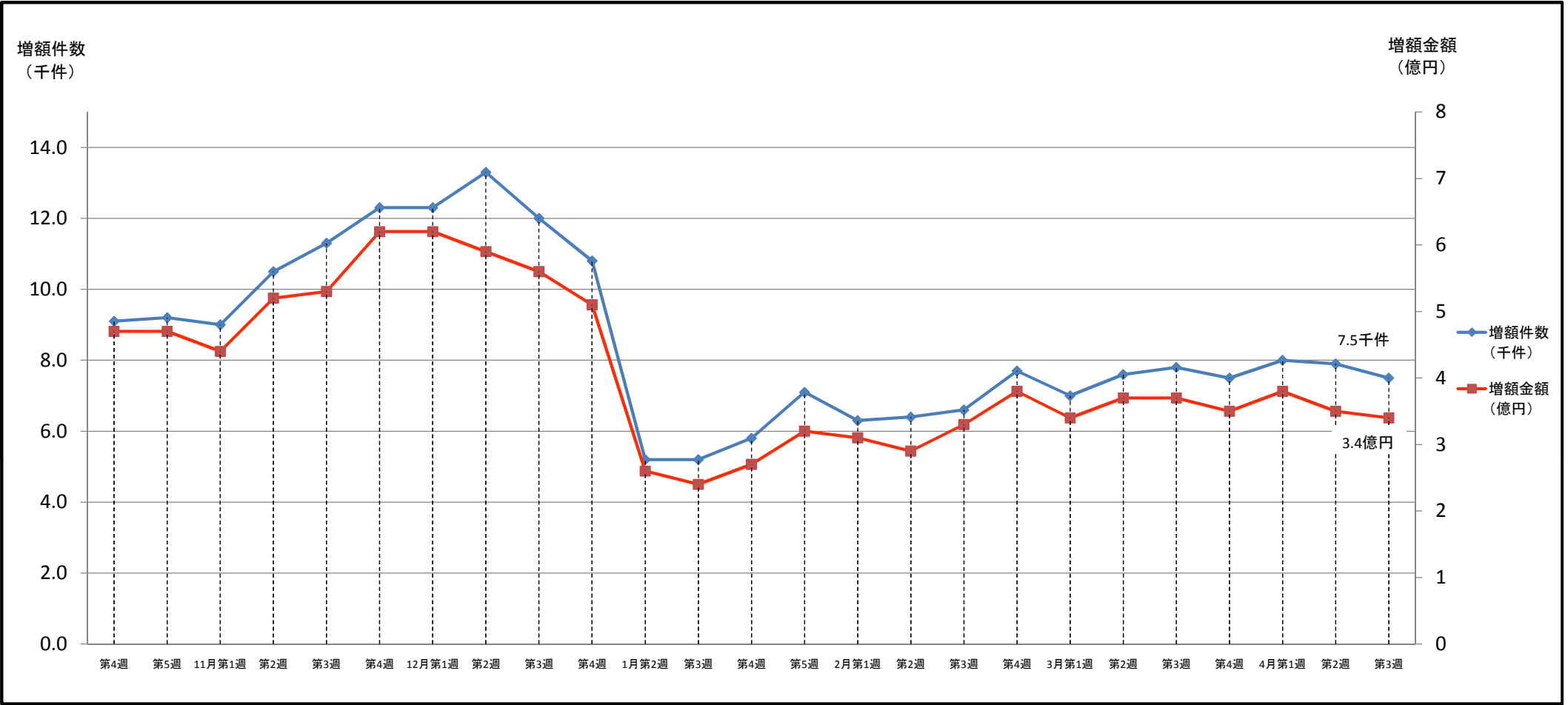
(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 遅延特別加算金法の施行日が確定するまで、時効特例給付の支給決定を保留したことから、前回数値に比べ平均処理期間及び未処理件数が増加しているが、5月支払により保留分はほぼ解消する見込み。

(※4) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

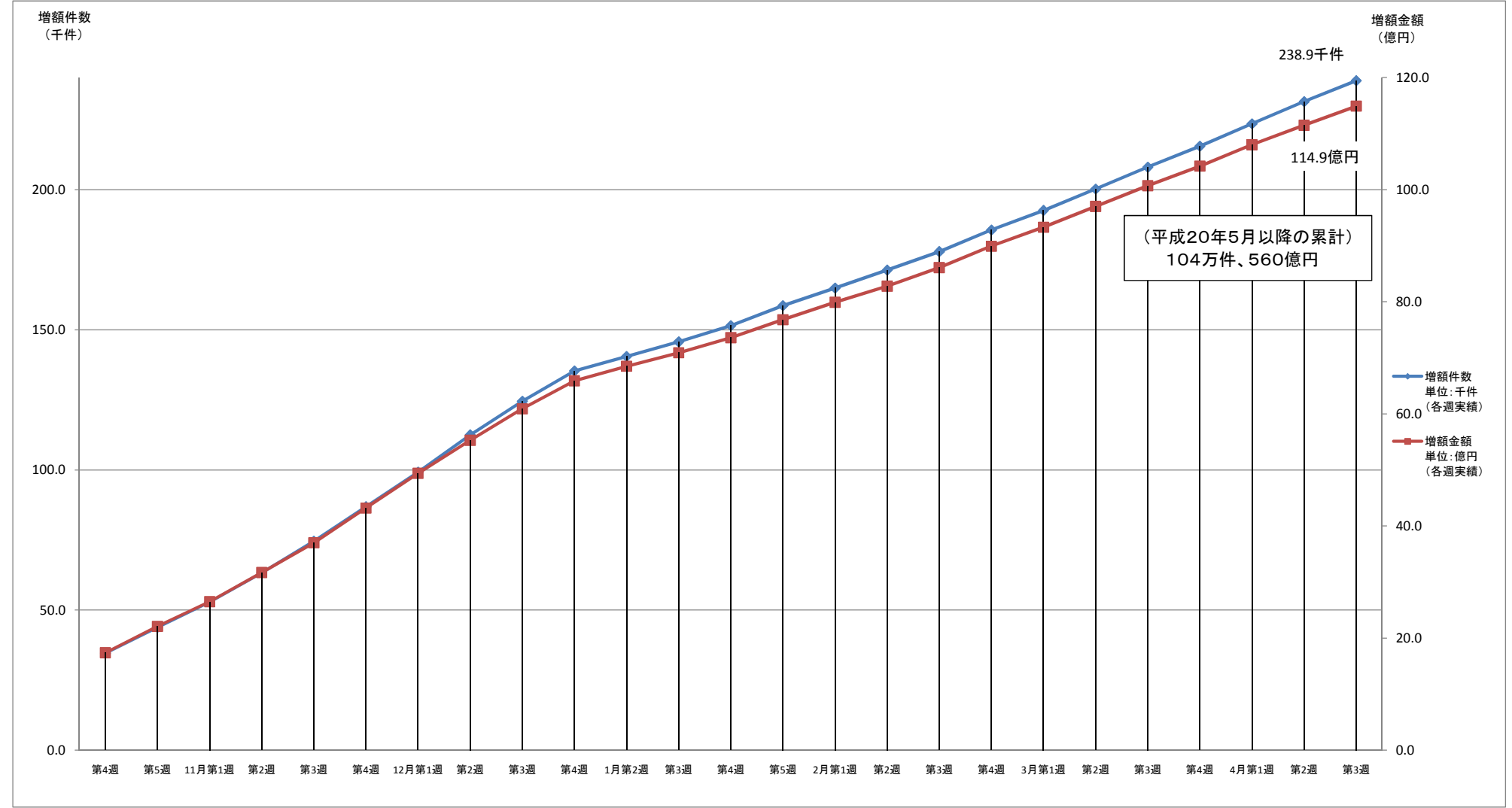
記録訂正による年金額(年額)の増額



	10月		11月				12月				1月				2月				3月				4月		
	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週
増額件数 (千件)	9.1	9.2	9.0	10.5	11.3	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9	7.5
増額金額 (億円)	4.7	4.7	4.4	5.2	5.3	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5	3.4

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	10月		11月				12月				1月				2月				3月				4月		
	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週
増額件数 単位: 千件 (各週実績)	34.6 (9.1)	43.8 (9.2)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)	231.4 (7.9)	238.9 (7.5)
増額金額 単位: 億円 (各週実績)	17.4 (4.7)	22.1 (4.7)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)	111.5 (3.5)	114.9 (3.4)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

○ 平成22年3月1日から5日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	87歳	男	809,500円	694,300円	1,503,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に161月を追加。(旧法国民年金老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで旧法老齢年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により旧法通算老齢年金が受給できることとなった。	約2,180万円
2	80歳	女	567,200円	2,011,700円	2,578,900円	回復前の厚生年金加入期間288月に102月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送され、回答票に記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の期間が判明し、記録を統合した。	約1,620万円
3	76歳	男	556,100円	2,059,800円	2,615,900円	回復前の厚生年金加入期間360月に185月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参され、ご本人の申出の会社名と勤務期間から記録を調査したが判明しないため、申出された会社を管轄する社会保険事務所に照会したところ、後日、管轄社会保険事務所よりご本人の厚生年金の記録が判明したとの回答を受け、記録を統合した。	約1,310万円
4	80歳	女	551,600円	956,000円	1,507,600円	回復前の厚生年金加入期間196月に175月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が来所され、2か所の会社の勤務期間がもれているとの申出を受け、ご本人の申出の旧姓情報等により調査したところご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の記録と一部相違(氏名(ひらがな名と漢字名の相違)生年月日(生年の相違))する厚生年金の記録が判明し、ご本人に氏名と生年月日の一部相違を確認のうえ記録を統合した。	約1,570万円
5	故人	男	546,200円	1,795,100円	2,341,300円	回復前の厚生年金加入期間280月に100月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人(故人)のご家族(子)がご本人の死亡による遺族厚生年金の請求に相談窓口を訪れた際、担当者がフォローアップ対象者であったことに気づき、未統合となっている記録について確認をお願いしたところ、後日、ご家族よりの連絡でご本人の厚生年金の記録であることが判明し、記録を統合した。 ○厚生年金の記録100月が統合されたことにより、ご本人(故人)が生前に受給されていた老齢年金が増加(546,200円(年額))することとなり、受給開始月から死亡月までの未支給分については、ご本人(故人)の配偶者に未支給年金(一時金)として支払われることとなる。 ○なお、遺族厚生年金については、厚生年金の記録100月を統合した記録(380月)で年金額が計算されている。	約1,470万円
6	79歳	女	530,700円	1,217,700円	1,748,400円	回復前の厚生年金加入期間261月に118月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送され、回答票の会社名等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,510万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	65歳	男	519,800円	2,492,600円	3,012,400円	回復前の厚生年金加入期間424月に82月を追加。	「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、回答票に「もれや間違いがある」と記載されていた会社名等により調査したところ、ご本人の申出の会社名と一致する厚生年金の記録(一部重複期間有り)が判明し、記録を統合した。	約1,220万円
8	65歳	男	495,300円	1,203,600円	1,698,900円	回復前の厚生年金加入期間204月に39月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人から「もれがある」との申出があり、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録39月が統合され合計が243月となったことから、厚生年金の期間が240月以上あり配偶者がいる場合に支給される加給金が支給されるとともに、老齢厚生年金の年金額が123,800円(年額)増額した。	約1,160万円
9	72歳	男	476,200円	557,400円	1,033,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に99月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票が日本年金機構本部から回付され、回答票に「ご自身の記録である」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,120万円
10	84歳	男	455,400円	1,807,500円	2,262,900円	回復前の厚生年金加入期間319月に104月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が相談窓口へ持参され、回答票に「もれあり」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、オンラインに登録されていない厚生年金旧台帳の記録が判明し、この厚生年金の記録をオンライン記録に追加登録し、記録を統合した。	約1,090万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 1、4、5、8)
ねんきん特別便(全員便)	3件 (事例 3、7、10)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	3件 (事例 2、6、9)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 5)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)